

# 輸入植物検疫規程の一部を改正する告示案について

令和 4 年 11 月  
消費・安全局植物防疫課

## I 改正の理由

植物防疫法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 36 号。以下「改正法」という。）においては、輸入検疫の対象への物品の追加や、輸入植物等の検査を行う場所の拡大等の措置を講ずることとしている。

このことについて、改正法の施行に伴い、輸入検査の方法及び方法並びに検査の結果行う処分の基準等について定めている輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号。以下「規程」という。）について、所要の規定の整備を行うこととともに、輸入植物検疫における現状等を踏まえた所要の改正もあわせて行う。

## II 改正の概要

- (1) 輸入植物等の検査については、改正法による改正後の植物防疫法（以下「新法」という。）第 6 条の輸入制限の対象として、農機具その他の農林水産省令で定める物品（新法第 4 条第 1 項において「指定物品」として定義するもの）のうち、検疫有害動植物が付着するおそれがあるものとして農林水産省令で定めるもの（以下「検疫指定物品」という。）が追加となり、新法第 8 条の検査の対象に検疫指定物品が追加となったところである。

これを踏まえ、規程において、検査の数量の規定に検疫指定物品を加えることとする（改正後の規程第 1 条第 1 項及び第 2 項）。

また、実態を踏まえ、検査証明書の添付の確認を行うことを明記するとともに（改正後の規程第 1 条第 1 項）、検査の方法についても、内容を整理することとする（改正後の規程第 1 条第 3 項）。

- (2) 植物及び輸入禁止品は、改正法による改正前の植物防疫法（以下「旧法」という。）第 6 条第 3 項において、郵便物で輸入する場合を除き、農林水産省令で定める港及び飛行場以外の場所で輸入してはならないとされているところ、輸入植物等の検査は、旧法第 6 条第 3 項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で行うこととされている（旧法第 8 条第 2 項）。

これについて、今般の法改正において、輸入検疫の対象に検疫指定物品が加わり、当該物品の大きさやロットによっては、港又は飛行場内で検査を行うことができないケースが想定されるところ、新法第 8 条第 2 項において、新法第 6 条第 3 項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で行うほか、特別の事由があるときは、農林水産大臣が定める基準に適合するその他の場所のうち植物防疫官が指定する場所で検査を行うことができることとした。

これを踏まえ、規程において、農林水産大臣が定める検査場所の基準を新たに規定することとする（改正後の規程第 1 条の 2）。

(3) 規程では、旧法第8条の規定による検査の合格基準を定めているが、実態を踏まえ、書類の添付について定める新法第6条第1項及び第2項に違反していないことを合格基準の1つとして明記する(改正後の規程第2条第1項第3号)。

また、検疫指定物品及びその容器包装については、今般の法改正において、新法第6条(輸入制限)又は新法第8条第1項若しくは第6項(輸入検査を受ける義務)の規定に違反して輸入された場合に消毒を行えることとしている(新法第9条第2項)。当該消毒を実施し、新法第6条第2項の基準(土又は植物残さがなくこと。)に適合していると確認され、かつ検疫有害動植物が確認されない場合には、検疫有害動植物の我が国への侵入のおそれがないため、当該物品及びその容器包装を合格とすることができるよう基準を1つ加えることとする(改正後の規程第2条第1項第5号)。

(4) 現在の輸入検疫の運用上、輸入された植物等に輸入禁止品が混入していた場合でも、輸入禁止品を選別及び除去した上で、検疫有害動植物が付着していない等の合格基準を満たせば、検査に合格できることとしている。

このことについて、規程において明記することとする(改正後の規程第2条第2項)。

(5) 植物防疫官は、新法第6条(輸入制限)又は新法第8条第1項若しくは第6項(輸入検査を受ける義務)の規定に違反して輸入された植物等が発見された場合には、これを消毒若しくは廃棄し、又は消毒若しくは廃棄を命ずることができることとされている(新法第9条第2項)。

基本的には、当該規定による処分は、荷口の全部の焼却となるが、検疫指定物品であって、検査証明書又はその写しに必要な事項が記載されているものの土又は植物残さが認められる場合には、新法第8条の検査において合格となる可能性もあることから(改正後の規程第2条第1項第5号)、当該要件を満たす検疫指定物品については、荷口の全部又は一部の消毒又は焼却とする(改正後の規程第3条第3項)。

(6) 植物防疫官は、新法第7条第1項の規定に違反して輸入された輸入禁止品を廃棄することとされている(新法第9条第3項)。

この点について、(4)のとおり、輸入された植物等に新法第7条第1項第1号又は第3号に掲げる輸入禁止品が混入していた場合でも、輸入禁止品を除去した上で、検疫有害動植物が付着していない等の要件を満たせば、検査に合格することができることを規程上明記することを踏まえ、選別及び除去した後の輸入禁止品の処分について、基準を規定する必要がある。

このため、当該輸入禁止品の処分に関する基準を新たに設ける。

また、輸入された植物等に新法第7条第1項第1号又は第3号に掲げる輸入禁止品が混入している場合であって、当該輸入禁止品の除去が困難である等の理由により、当該輸入禁止品の除去をせず、かつ当該植物等を合格としないときもあることから、その際の当該植物等の処分の基準も規定する必要がある。

このため、土が付着又は混入していた場合の処分の基準を見直し、新法第7条第

1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる輸入禁止品が付着又は混入している場合であって、当該輸入禁止品の除去をせず、かつ当該植物等を合格としないときの基準として定める（改正後の規程第 3 条第 4 項）。

(7) 規程においては、植物又は容器包装を所有し、若しくは管理する者から申請があり、監督及び取締上適当であるとして植物防疫官が許可した場合、積戻しを可能としているが、今般の法改正を踏まえ、検疫指定物品を対象として加えるとともに、運用上、輸入禁止品の積戻しも許可している実態を踏まえ、輸入禁止品についても対象として加える（改正後の規程第 3 条第 5 項）。

(8) 規程において定める消毒方法の基準について、検疫指定物品に関する基準を新たに加える（改正後の規程第 4 条第 3 項）。

(9) このほか、今般の法改正及び輸入検疫の実態を踏まえ、別表について所要の整理を行う（規程別表第 1 から別表第 5 まで）。

### Ⅲ 施行期日

改正法の施行日（令和 5 年 4 月 1 日）